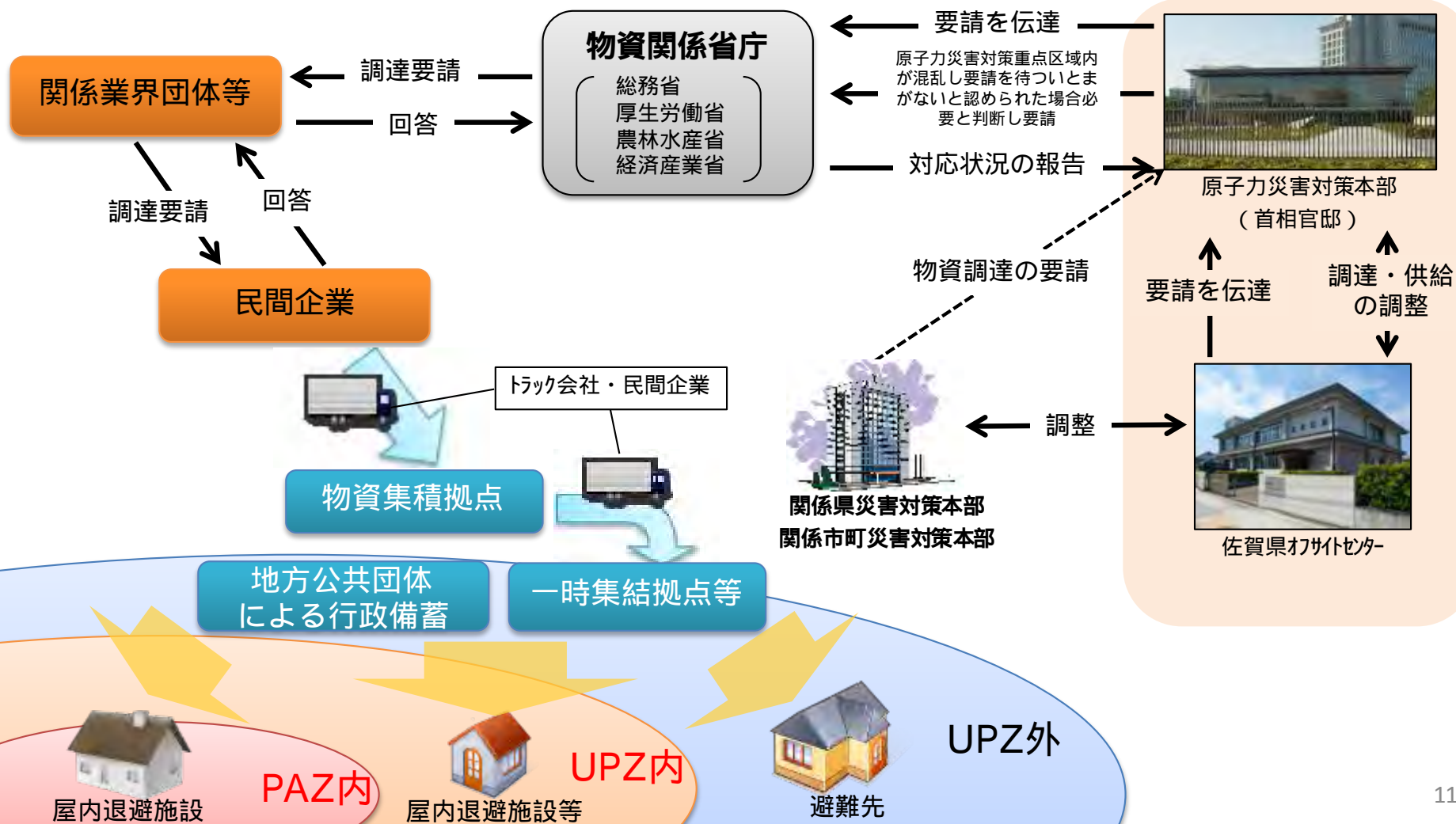


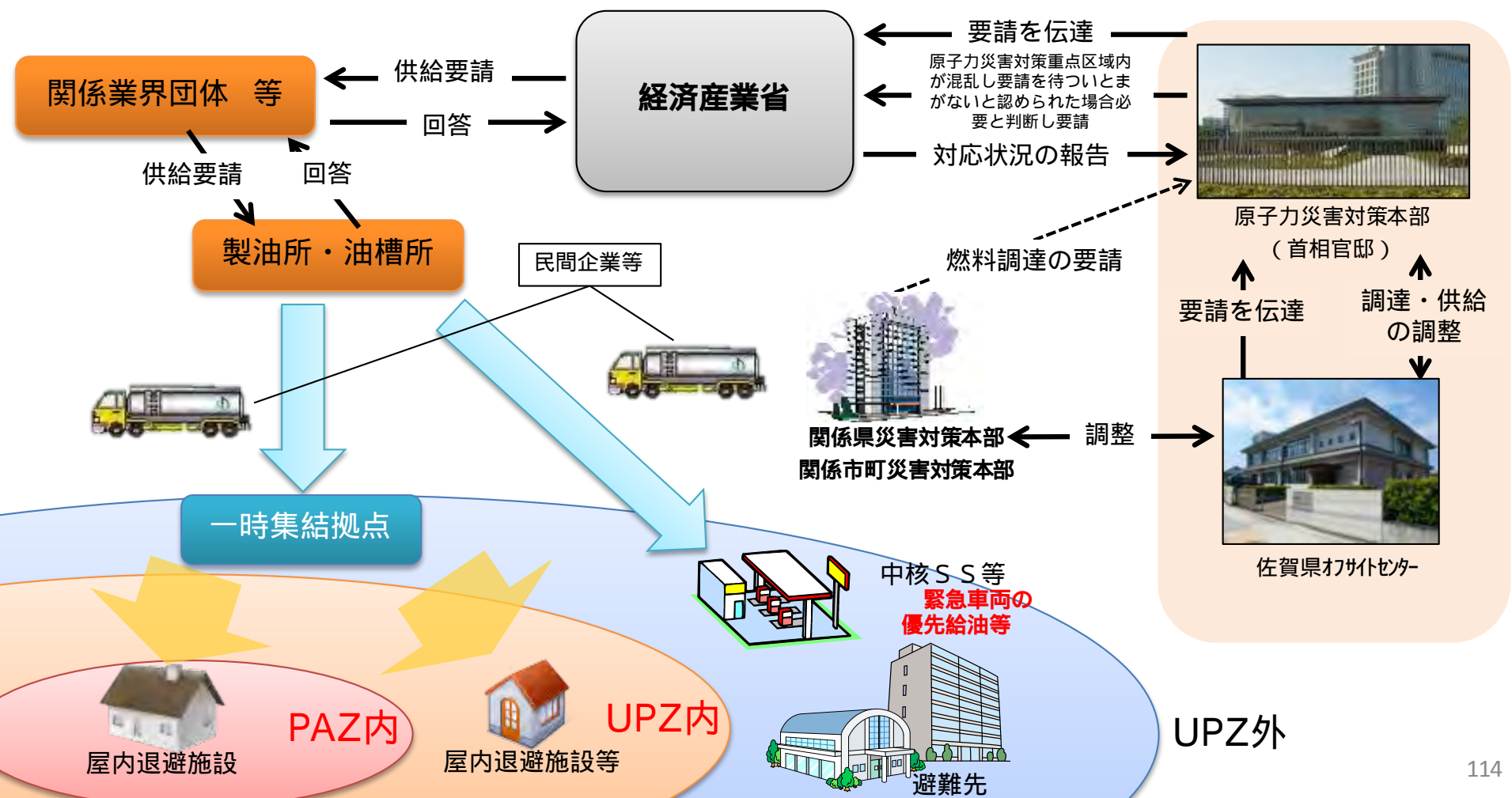
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



国による物資（燃料）の供給体制

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



○ 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料や生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トレット [®] -パー、毛布 等	什器・備品インテック協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等

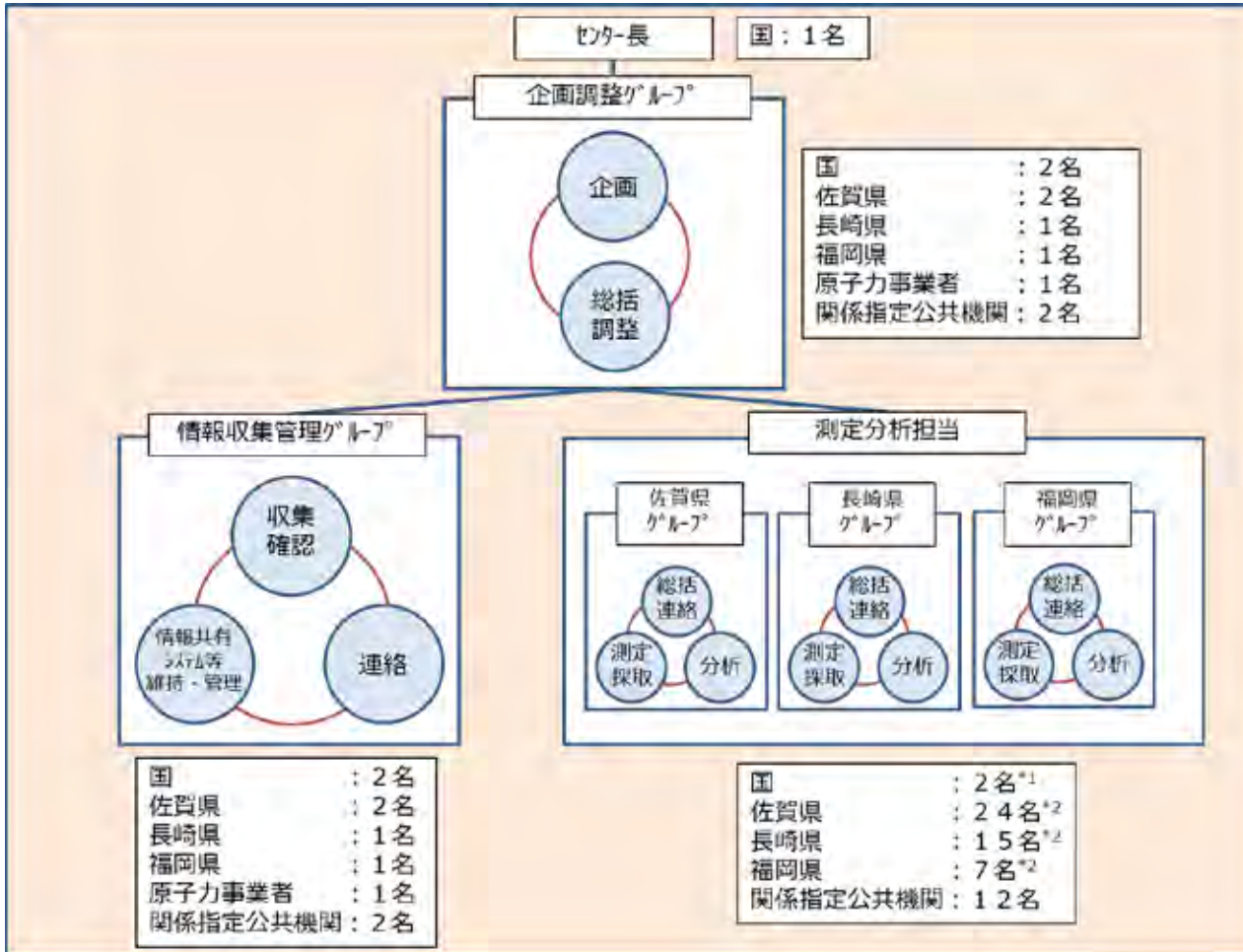
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄

物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、p113の体制に基づき実施。

9. 緊急時にタスクの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを佐賀県オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県の拠点に設置する。
- 佐賀地方放射線モニタリング対策官事務所に職員を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

EMCの企画調整を担い、EMC内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

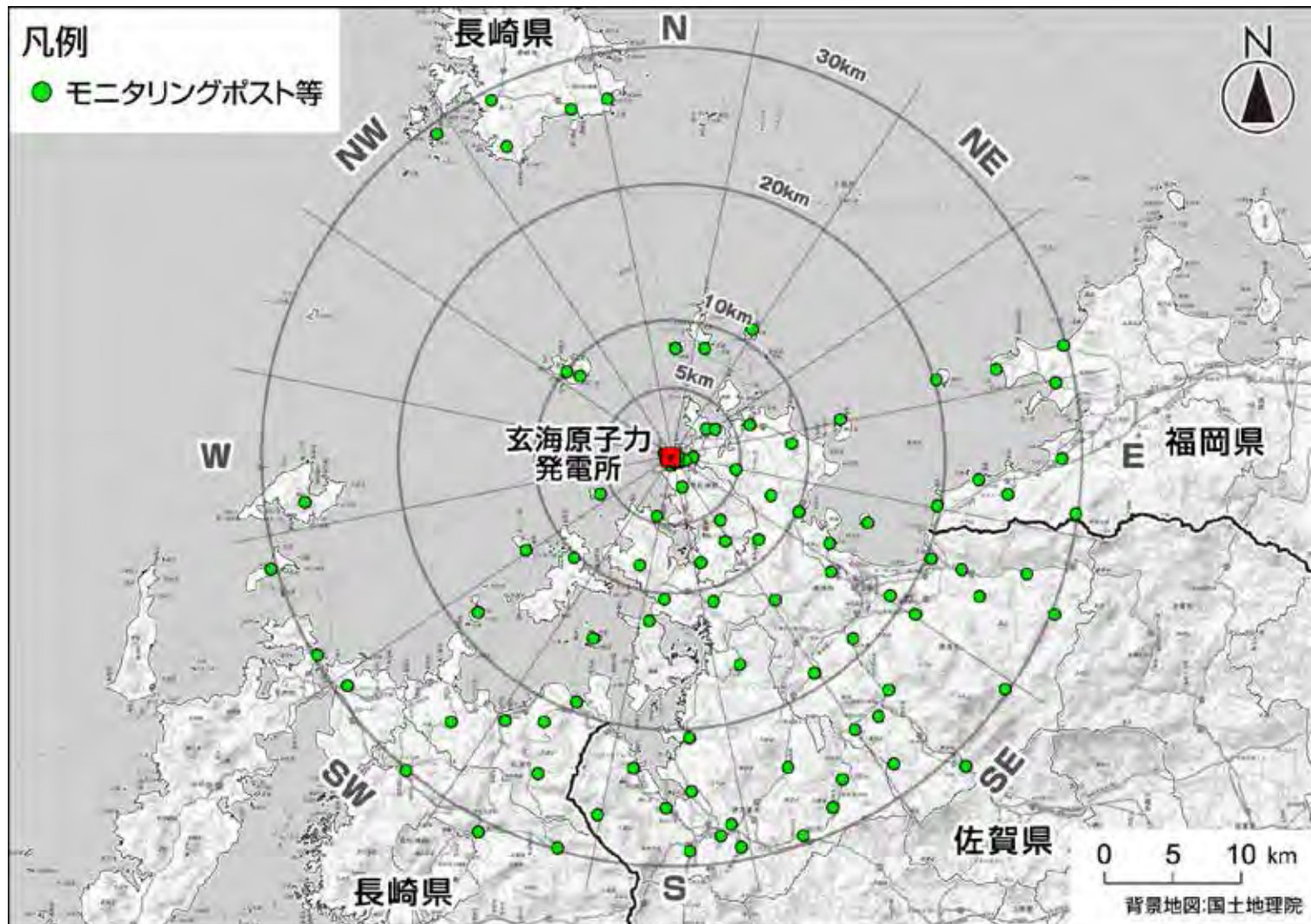
中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

*1 国から委託を受けた民間の機関含む *2 佐賀県、長崎県、福岡県の構成員は緊急時モニタリングセンター運営要領等に基づく

- 玄海原子力発電所周辺の佐賀県、長崎県及び福岡県の8市町(佐賀県3市町、長崎県4市、福岡県1市)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点86地点(佐賀県58地点、長崎県19地点、福岡県9地点)を設定し、このうちUPZ圏内78局及びPAZ圏内8局(佐賀県8局)で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- この他、国の測定局においても空間放射線量率を測定。



- モニタリングポスト(水準局を除く)
 - ・モニタリングポスト(26局)で、佐賀県域の放射線量等を測定
電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・電子線量計(32台)で、放射線量を測定
 - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、可搬型モニタリングポスト(9台)を整備
- モニタリングカー等
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト



電子線量計



モニタリングカー



資機材例
(ダストヨウ素サンプラー)

○ モニタリングポスト(水準局を除く)

- ・モニタリングポスト(7局)で、発電所周辺地域の放射線量を測定
電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・電子線量計(12台)で、放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、可搬型モニタリングポスト(2台)を整備



たかしま
モニタリングポスト(鷹島)



いき
モニタリングポスト(壱岐)



せちばる
モニタリングポスト(世知原)



可搬型モニタリングポスト



電子線量計

- モニタリングポスト(水準局を除く)
- ・モニタリングポスト(2局)で発電所周辺地域の放射線量を測定
電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・電子線量計(7台)で、放射線量を測定



モニタリングポスト



モニタリングポスト



電子線量計



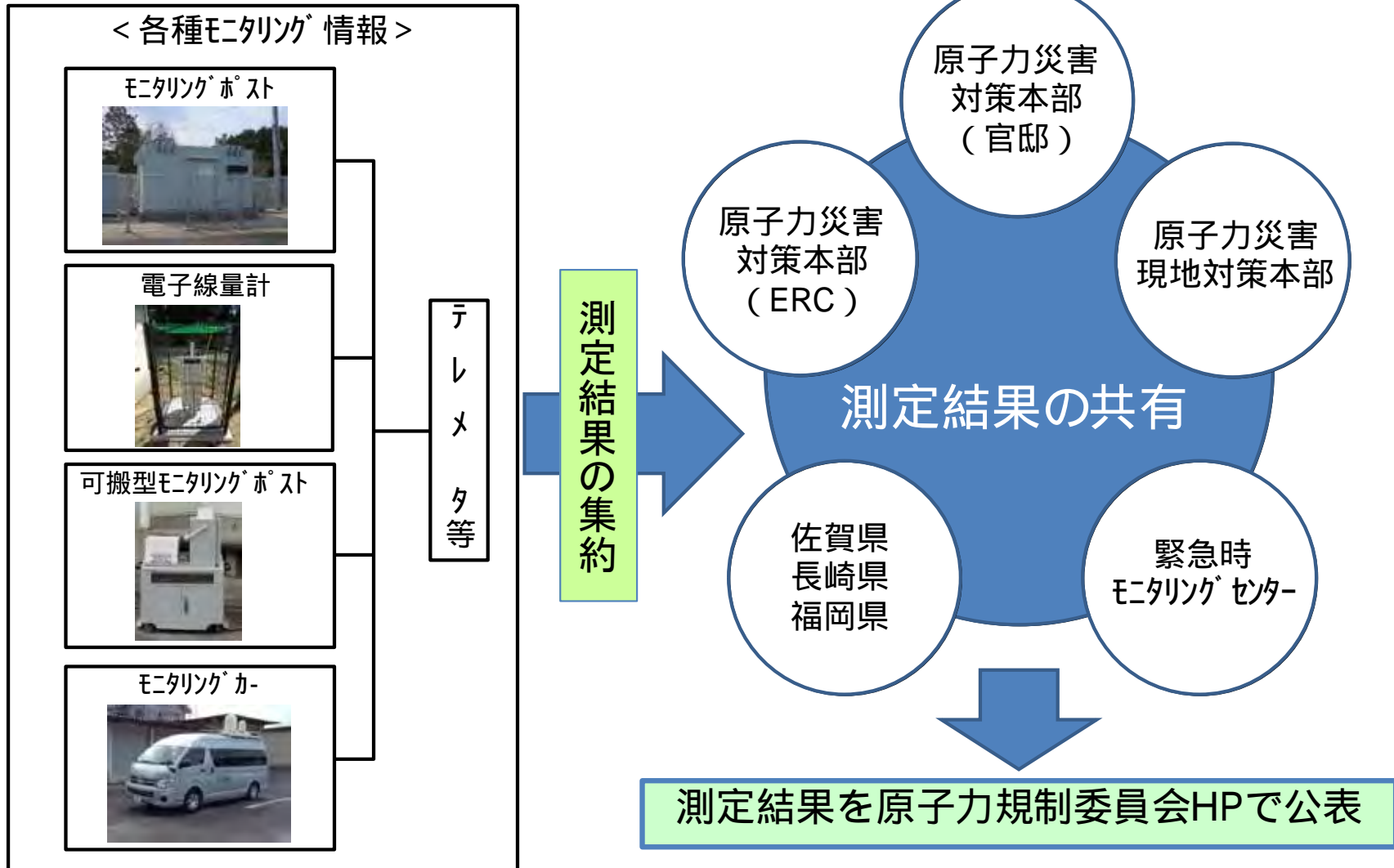
ダストモニタ



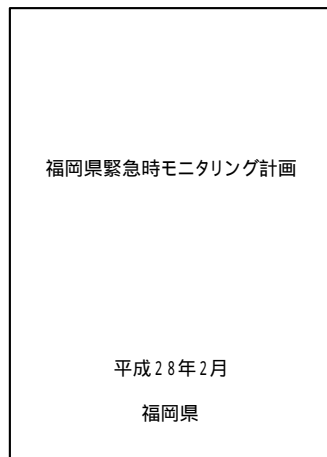
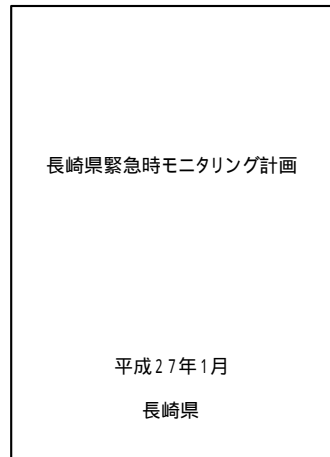
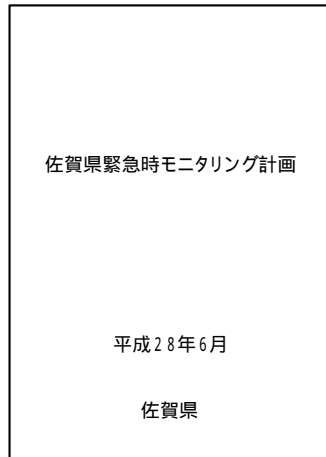
ヨウ素モニタ

緊急時モニタリング結果の共有及び公表

○ 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



- 佐賀県、長崎県、福岡県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



< 緊急時モニタリング計画 >

緊急時モニタリング実施計画（例）

【記載する項目の例】

< 実施項目 >

例)

モニタリングの継続

固定局モニタリングホースの測定間隔の変更

必要に応じた可搬型モニタリングホースの設置

モニタリングカーによる測定の実施

ヨウ素サンプラーの設置・測定

飲食物に係るスクリーニング 等

< 実施主体 >

例)

緊急時モニタリングセンター（測定分析担当）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

< 情報共有 / 報告の体制 >

< 注意事項 >

等

【その他添付資料等の例】

測定項目一覧

地図及び観測局等の地点図

等

緊急時センターに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時センターに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時センターの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

< 概要 >

原子力災害対策指針においては、緊急時のセンターの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時センターを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時センターの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時センター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定

関係機関の保有資機材数

（平成26年度調査による。佐賀県、福岡県、長崎県、九州電力を除く。）

	可搬型 センターポスト	センターカー
国	35台	9台
道府県	241台	25台
電力事業者	45台	33台
関係指定 公共機関	21台	5台

各資機材については保有数を記載。

○ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、佐賀県、長崎県及び福岡県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を対応付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

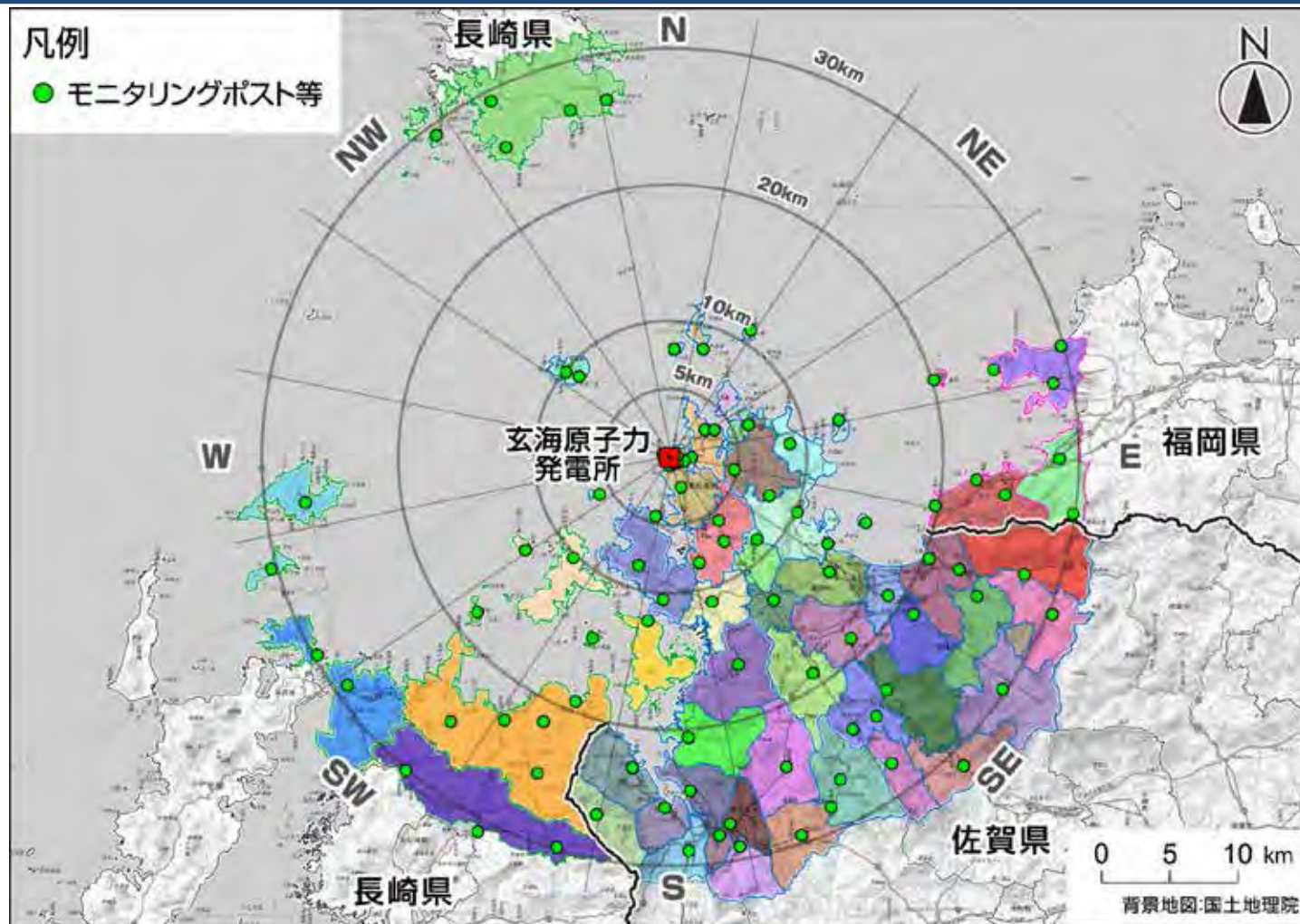


図 玄海地区における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施範囲

- モニタリングステーション及びモニタリングポスト
 - ・モニタリングステーション等(計4台)で、発電所敷地境界付近の放射線量率、放射性物質濃度を測定
 - ・電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(3台)
- 可搬型エリアモニタ
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型エリアモニタを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(8台)の放射線量率を測定
- モニタリングカー及びサーベイメータ搭載車両等
 - ・放射線量率、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等(3台)を配備
- 可搬型放射能測定装置
 - ・発電所及びその周辺の放射線量率、放射性物質濃度を可搬型放射能測定装置(サーベイメータ等)で測定
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに人員を派遣し、必要な協力を行う。



モニタリングステーションと非常用発電機



可搬型モニタリングポスト
(衛星系回線による通信機能付)



無線伝送

可搬型エリアモニタ



モニタリングカー



サーベイメータ等を搭載した車両



(サーベイメータ類)

(ダストサンプラ)

車両に搭載する可搬型放射能測定装置の例